

子ども未来プラザガイドライン

令和2年1月

葛 飾 区

目次

ガイドラインの位置付け	1
1 はじめに	2
2 子ども未来プラザの理念	3
3 子ども未来プラザの機能・役割	4
4 切れ目のない子育て支援の体系図	8
5 子ども未来プラザで展開していく事業	10
(1) 妊娠期から就学前までのきめ細かな支援	
(2) 就学期以降の子どもと子育て家庭への支援	
(3) 地域の子育て力の向上	
6 子ども未来プラザの設計指針	15
7 子ども未来プラザの運営・名称	19

版数	発行
第1版	令和2年1月
第2版	令和3年7月

ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、平成25年7月に策定した「子育て支援施設の整備方針」に基づき整備する地域の拠点施設（＝子ども未来プラザ）で実施する標準的な事業及び施設整備の考え方をまとめたものである。
- 子ども未来プラザの運営は、地域の特性などに合わせて柔軟に運営されるべきものである。
- 利用者数や利用時間帯などの施設の「使われ方」をチェックし、施設を十分に有効活用することで、子ども未来プラザ各諸室の効果的・効率的な活用を実現する。
- 現時点での考え方をまとめたものであり、子育てを取り巻く環境は日々変化しているため、これからも課題等を把握し、将来にわたってニーズの変化に対応した、諸室の活用や事業展開を図っていく。

「子育て支援施設の整備方針」とは…

老朽化が進んでいることに加え、ユニバーサルデザインへの対応など、公共施設として、設備・機能面の課題を抱えている子育て支援施設を更新するにあたり、現代的ニーズに応えるとともに、これまで以上に質の高い子育て支援サービスを提供することを目的として策定したものである。

総合的な子育て支援の中核としての役割を担う子育て支援拠点施設を7か所設置することとしている。

1 はじめに

(1) 子育てを取り巻く環境

- 子育てに関する情報が氾濫する中、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立感や不安感など子育て中の保護者の負担感は増加している。
- 妊娠から産後にかけては、体調の変化や慣れない育児への対応などから、心身のバランスを崩しやすく、健康管理やうつ予防等、妊産婦の心身のケアが重要となってくる。
- 小学生が放課後を小学校内で安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる環境を整える取組みを進めているが、子どもを取り巻く環境は様々であり、中には、個別の支援を必要としている子どももいる。
- 中学生・高校生は、自己のあり方や生き方を模索する時期で、自分に対する自信や将来展望において自らを肯定的に捉えることができない子どもも見受けられる。
- 感染症のリスクが高まっており、施設の利用や整備にあたっては様々なリスクを想定して対策を講じる必要がある。

(2) 区の実践（「葛飾区版ネウボラ」の推進）

このような子育てを取り巻く環境を考慮し、すべての子育て世代や子ども自身の不安や悩みに応え、寄り添って支援をすることを目的として、妊娠期から子どもが成人するまで切れ目なく支援する仕組みを「葛飾区版ネウボラ」として推進し、妊娠・出産、子育て、教育に係る各分野の関係機関の連携を一層深め、支援体制を強化していく。

2 子ども未来プラザの理念

- 妊娠期から子どもが成人するまで利用できる施設としての特性を活かし、利用者に寄り添い、切れ目のない支援を実現するための重要な柱の一つとなる拠点**
- 子育ての孤立感や不安感などに対し、地域で安心して子育てできるよう、地域の子育て支援の拠点として、親子が楽しく利用でき、包括的に相談・連携できる拠点**
- 家庭や学校以外の子どもの過ごす場として、様々な子どもが集い、色々な体験を得ることができる環境の中で、一人ひとりの多様性を認めながら、子どもたちが互いに刺激を受けることで、子どもの自主性、社会性、創造性を育む拠点**
- 地域の様々な人や子どもに係る関係機関等と連携して、地域における子どもの育ちを支援する環境づくりの拠点**

3 子ども未来プラザの機能・役割等

理念に掲げる様々な支援や相談に繋げていくため、地域の親子を幅広く呼び込み、日常的に利用される施設としていく。そのため、行ってみたいと思えるような**魅力的な施設**とするため、設え等はもとより遊びや学びを通したイベントや日常の活動に工夫を凝らし、利用者が気軽に訪れることができる環境を整えることで、幅広い利用者に対して**必要に応じた支援**の網をかけていく。

(1) 各対象に向けた機能

①妊産婦・乳幼児

葛飾区版ネウボラ推進の一翼を担う妊娠期からの切れ目ない子育て支援の身近な施設として、子ども・子育て総合相談窓口の設置や乳幼児健康診査の実施により、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対応する。

②小学生～高校生

子どもが過ごす様々なパブリックスペース（12P 図参照）のうちの1つとして位置付ける。子どもや子育て家庭からの相談を受け、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、子どもに寄り添った支援を提供する。

③関係機関・地域

区民に身近な場所で、気軽に相談したり仲間づくりができる環境を整えるとともに、民間の子育て支援施設や関係行政機関等と連携したネットワークの形成を図るなど地域の子育て力の向上に寄与する機能を有する。



(2) 役割

○子育て支援機能の強化

子育て世代包括支援センターの機能を有する施設として、地域内の子育て家庭への支援を、よりきめ細かに、より効果的に行うために、妊娠期から成人までの子どもやその保護者を対象にした事業を強化する。

○サービス水準の指標

区内の子育て支援サービスの質の向上を図るため、地域内の子育て支援施設と連携し、サービス水準の維持・向上に努める。

○サービスを充実させるためのアンテナ

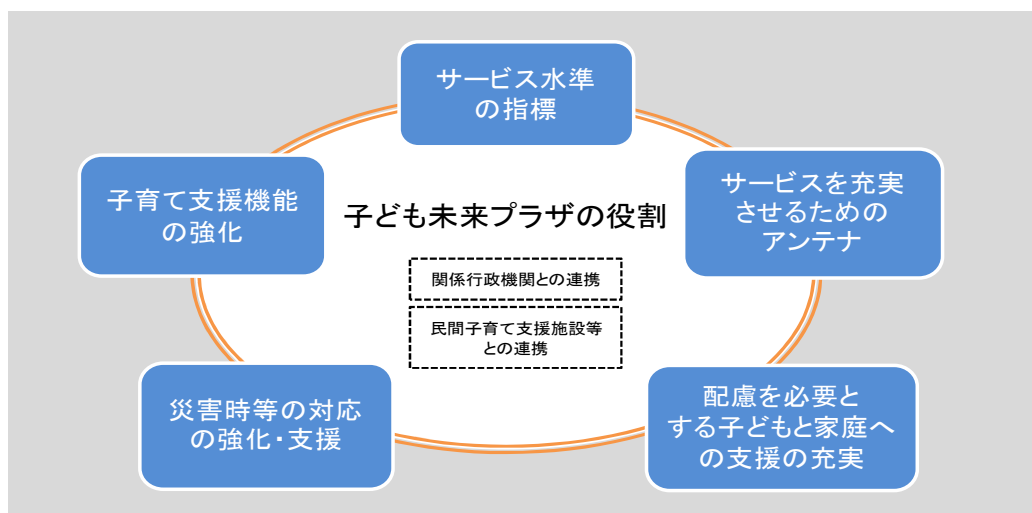
地域内の子育て支援施設等との情報交換を図りながら、様々な子育て支援に関する情報を収集・発信していく。

○配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実

学校や保健センター、子ども総合センター等、他の行政機関との連携を強化することで、地域の中で援助が必要な児童や家庭等への適切な支援に繋げていく。

○災害時等の対応の強化・支援

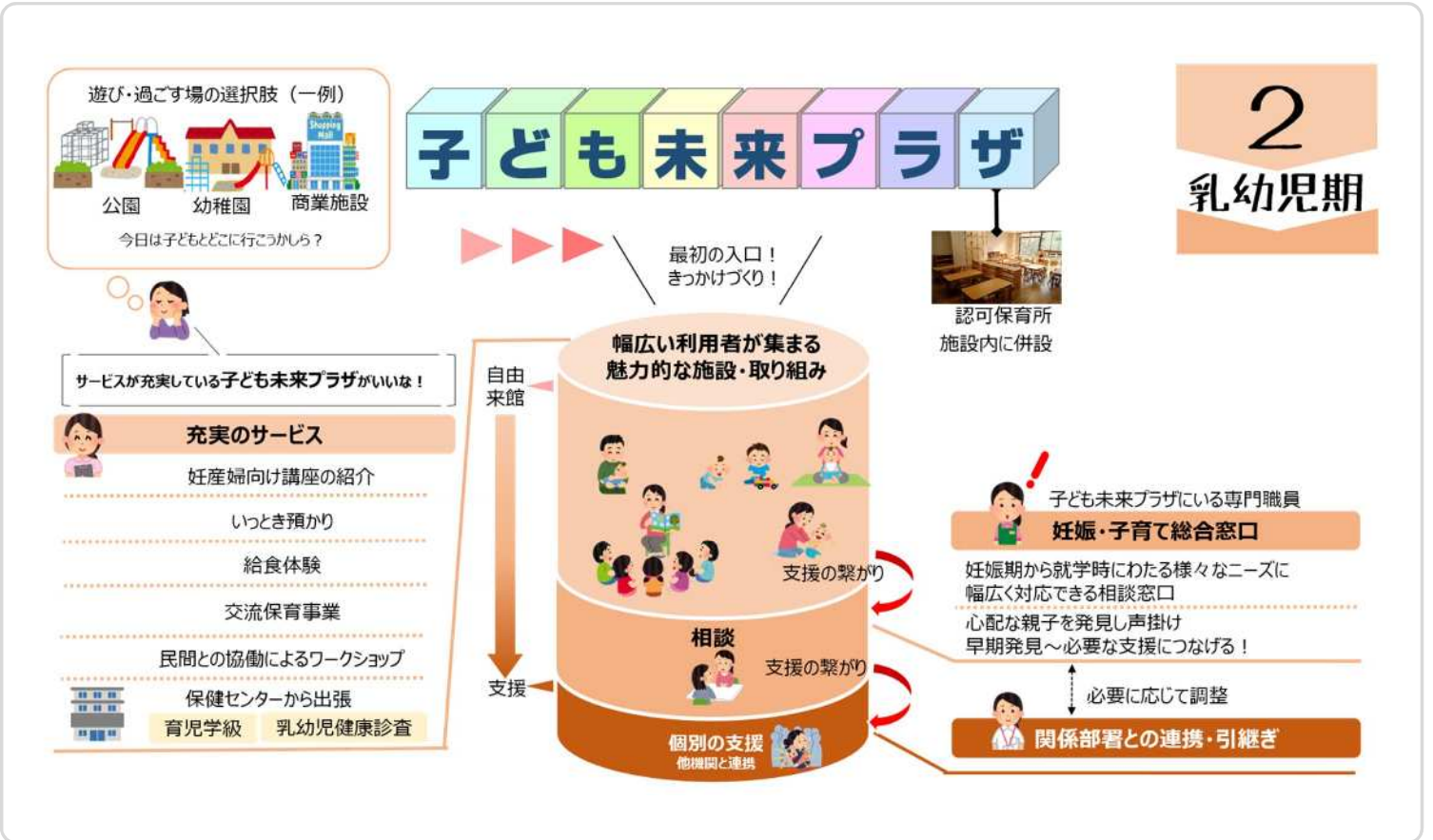
災害や新型インフルエンザ等の感染症の発生時においても子どもを預かる施設として業務を継続していく体制を確保するとともに、災害復旧等に従事する保護者の子どもを優先的に預かる支援の検討を行う。



(3) 推進体制に対する助言

上記の機能や役割を着実に推進していくため、施設の整備や運営にあたっては、専門家を活用して推進体制に対する助言を受けながら進めていく。

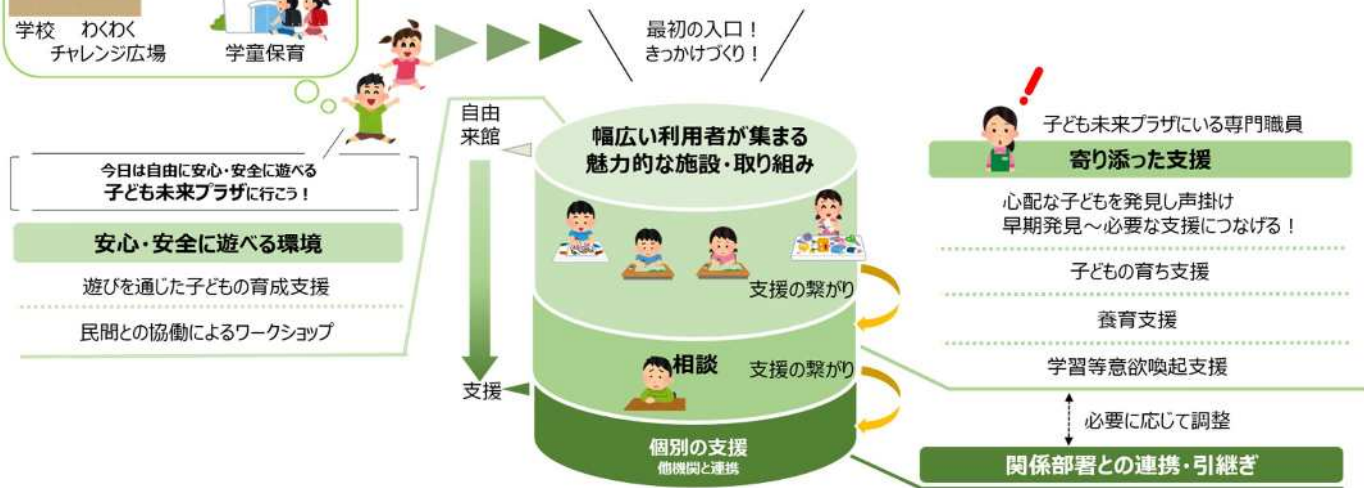
子ども未来プラザの機能と利用例





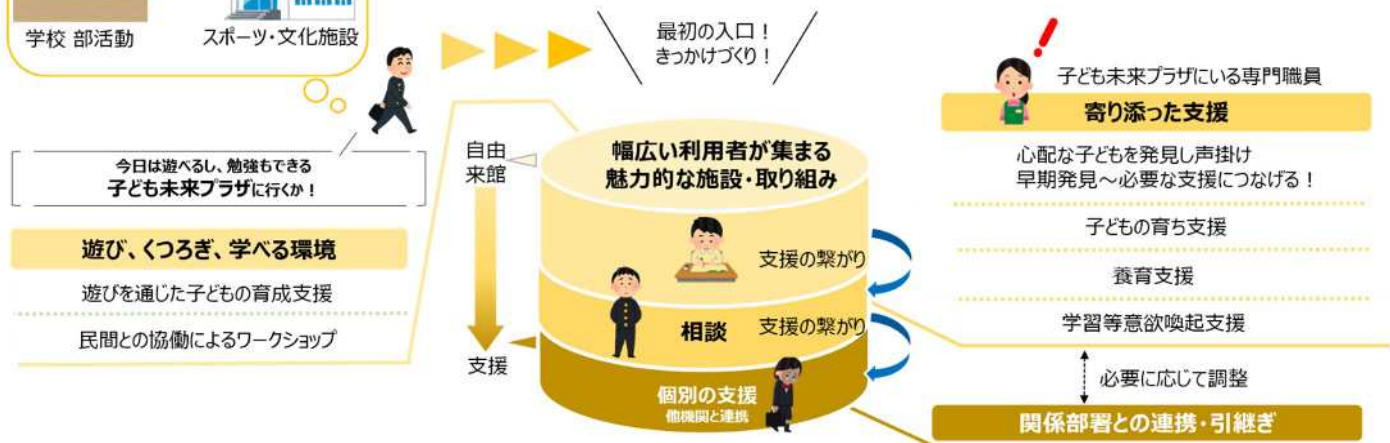
子ども未来プラザ

3
小学生



子ども未来プラザ

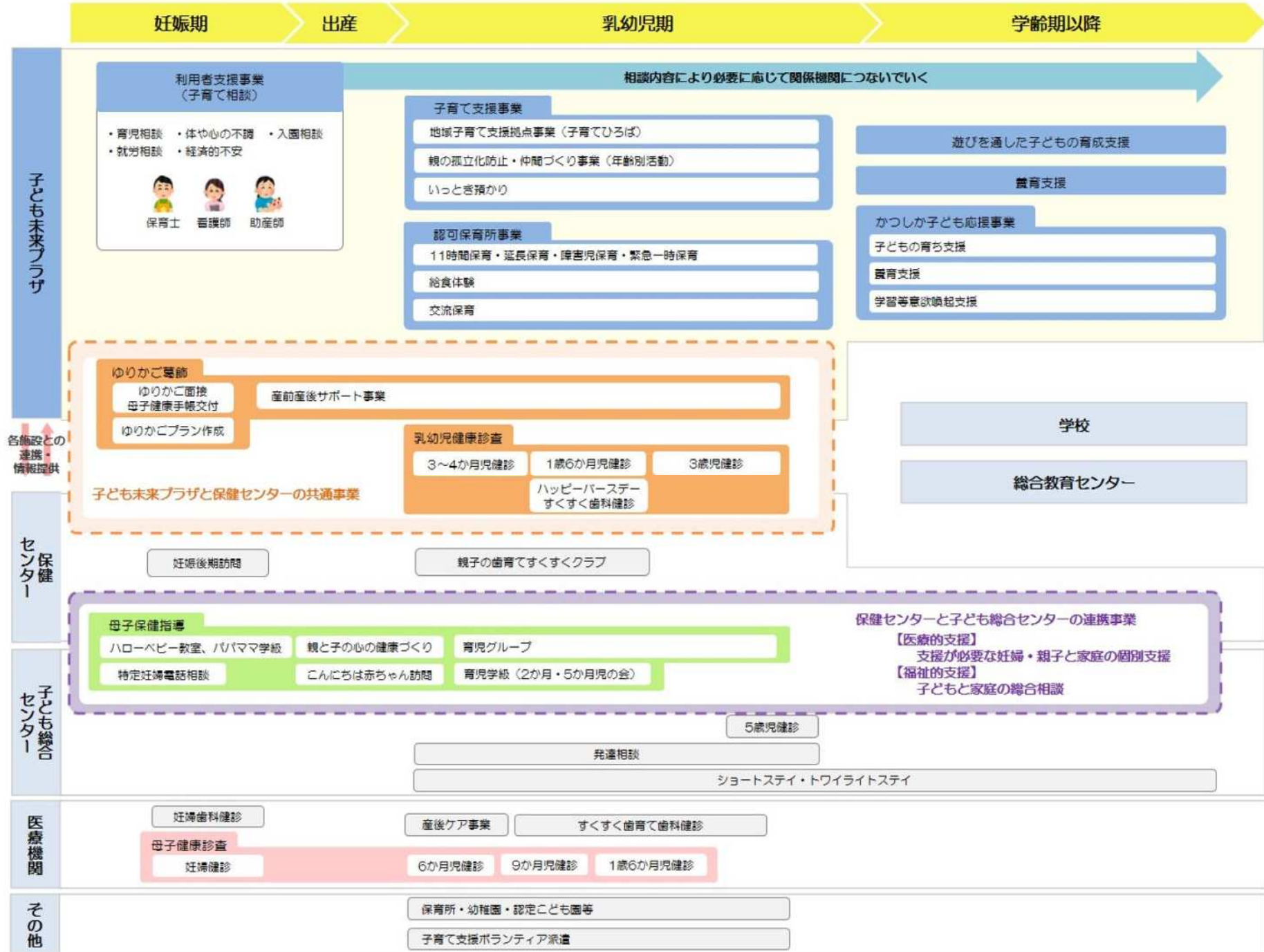
4
中高生



4 切れ目のない子育て支援の体系図

妊娠期から子どもが成人するまで、切れ目なく支援していく体制を整理し、子ども未来プラザの役割を明確にします。

この体系図は令和3年4月1日現在の事業を掲載しています。



5 子ども未来プラザで展開していく事業

子ども未来プラザは、妊娠期から子どもが成人するまで切れ目のない支援をするとともに、地域と連携して子どもの育ちを支援していくため、子育て世代包括支援センターの機能を有する施設として、標準的に以下の事業を展開していく。

- 妊娠期から就学前までのきめ細かな支援
- 就学期以降の子どもと子育て家庭への支援
- 地域の子育て力の向上

(1) 妊娠期から就学前までのきめ細かな支援（妊娠・出産・乳幼児期）

○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。

①ゆりかご葛飾

- ・ゆりかご面接（母子健康手帳交付・妊娠届時の面接）
- ・ゆりかごプランの作成（出産直後までのサポートプランの作成）

子ども・子育て総合相談窓口を設置し、妊娠届出時に子育て相談員（保健師等）によるゆりかご面接を実施し、妊婦や家庭の状況に応じた「葛飾区ゆりかごプラン」を作成する。
- ・産前産後サポート事業（妊娠期から子育て期にかけての講座等の実施）

育児等に関する知識や理解を深めてもらう講座や乳幼児身体測定やそれに合わせて相談を受ける事業等を実施する。

②乳幼児健康診査

- ・3～4か月児健診
- ・1歳6か月児健診
- ・3歳児健診
- ・ハッピーバースデイすくすく歯科健診

③子育て支援事業

- ・利用者支援事業（子育て相談）

妊娠期から子育て期にわたる育児に関する相談や悩み等に円滑に対応するため専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添った支援を実施する。

- ・ **地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

- ・ **親の孤立化防止・仲間づくり事業（年齢別活動）**

子どもの月齢・年齢が同程度の親子が集まる機会を設け、親の孤立化を防止するとともに親同士の仲間づくりが図れる取り組みを実施する。

- ・ **いっとき預かり事業**

日常生活上の突発的な事情（リフレッシュを含む）や社会参加などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行う。

- ④ **認可保育所事業**

- ・ **11時間保育・延長保育・障害児保育・緊急一時保育**

- ・ **給食体験事業**

親の子育てを応援するとともに地域の子育て家庭の食育支援をするため、子育てひろば利用者に季節感のある栄養バランスの良い保育園給食を提供し、食事の楽しさを味わってもらう。

- ・ **交流保育事業**

心身の発達に障害や遅れの心配がある児童に対し、集団生活を送る保育の場を体験してもらう。

- ⑤ **民間との協働事業**

利用者が行ってみたい、また来たいと思えるようなイベントや講座を実施することにより施設の魅力を向上し維持することで、多くの区民の来館を促し、支援や相談へのきっかけづくりを行う。

子育て世代包括支援センターとは…

子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

(2) 就学期以降の子どもと子育て家庭への支援（小学生・中高生）

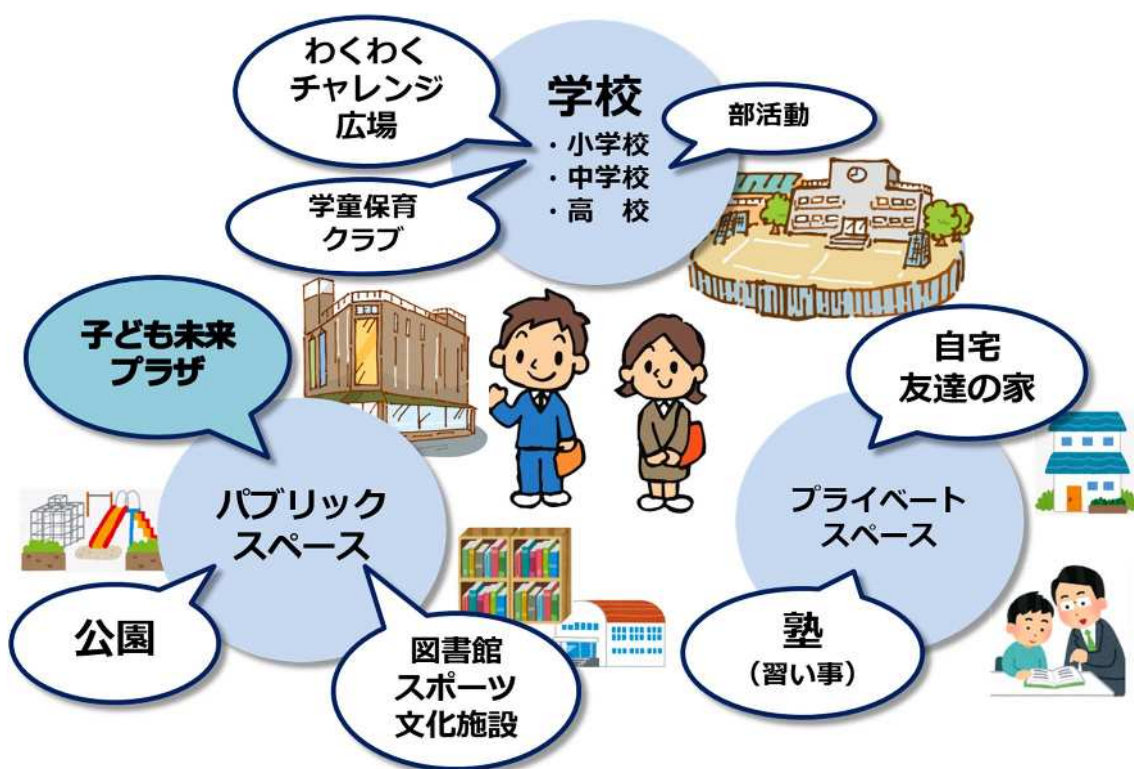
- 小学生から高校生世代までの子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごせる環境を子どもとともに考え作り上げていく。また、子どもが抱える課題に子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、子どもに寄り添った支援を提供する。
- 子育て家庭からの相談を受け、子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、関係機関と連携し適切に対応することで、保護者の子育てへの不安や課題に寄り添い、継続した支援をしていく。

①遊びを通した子どもの育成支援

児童館で培ったノウハウを生かし、子どもたちの「自尊心」、「自己肯定感」を大切にしながら、「自由」、「安心」を保障する場を提供し、「自主性」、「社会性」、「創造性」を育むあそびを通して、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするような援助を行う。

②養育支援

保護者が気軽に立ち寄って悩みや不安を相談できるようにし、子育てに必要な情報提供を行うほか、状況に応じて、関係機関と連携して支援する。



▲子どもが過ごす場所（一例）

○孤立しがちな子どもやその保護者に対して、学校以外でも安心して過ごせるよう子どもや保護者同士の交流の場や悩みや不安を相談する場を提供する。

③かつしか子ども応援事業

・子どもの育ち支援

家庭の経済状況や保護者の養育環境など様々な事情を有する子どもが社会的に自立できるように、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供し、子どもとの関係づくりを行いながら悩みや不安を相談しやすい環境をつくり、遊びを含めた様々な体験を通して、コミュニケーション能力の向上や社会性を高めるよう取り組む。

・養育支援（再掲）

・学習等意欲喚起支援

様々な事情を有する子どもに対し、日常生活の中から興味や関心を引き出し、生活習慣の向上に向けた働きかけや、学習についても自ら目標を立てて取り組むことができるよう個々の状況に合わせた支援を行い、将来を見据えた社会的な自立をサポートしていく。

遊びの価値

遊びは、ときに無駄や無意味な行為として使われることがあります。また、勉強をさぼったり、仕事につかなかったり、ギャンブルにふけることを意味することがあるかもしれません。しかし、遊びは仕事や勉強の対極に位置するものではありません。特に子ども時代の遊びには、人格を高め、自主性や社会性を発達させる健全育成の要素が多分に含まれています。むしろ大きな教育的効果を有する重要な行為といえます。何かに強い興味・関心をもって、楽しみのために自分から進んでおこなう主体的活動は、ほとんど遊びとすることができます。逆に同じ活動であっても誰かに強制されておこなうものは遊びではなくなってしまいます。

ホイジンガ(※)は、著書『ホモ・ルーデンス』（＝遊ぶ人）において、遊びとは定められた時間と空間のなかでおこなわれる自発的な行為であり、遊びの目的は行為そのものにあると主張し、その楽しさやおもしろさにどのような分析も論理的解釈も必要ないと述べています。子ども自身の興味、感心による動機によってなされる活動には「楽しい」「面白い」「気分が良い」といった快適な感情があり、繰り返しおこなわれます。そして、多少の困難や苦勞を乗り越えてさまざまな問題を対処・克服し、生活の質を高めるスキルを獲得する機会となります。また、遊びには、レクリエーション(re-creation)の効果があります。勉強や作業の疲れを癒して新しい活力を再生し、精神的にも肉体的にも健康な状態を取り戻します。それは大人になれば生きがいや心の豊かさとなって人生の原動力になります。遊びのなかで得られる発見や充実感は、子どもの健やかな育ちに決して欠かすことができません。

※Johan Huizinga (1872-1945) オランダ・歴史家

【出典】 健全育成論（一般財団法人 児童健全育成推進財団）

(3) 地域の子育て力の向上

○子育て支援施設や保護者、地域団体との情報交換や交流の場を提供するほか、地域の子育て経験者がその経験等を活かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供したり、ボランティアの育成を図る。

①子育て支援ネットワークの構築

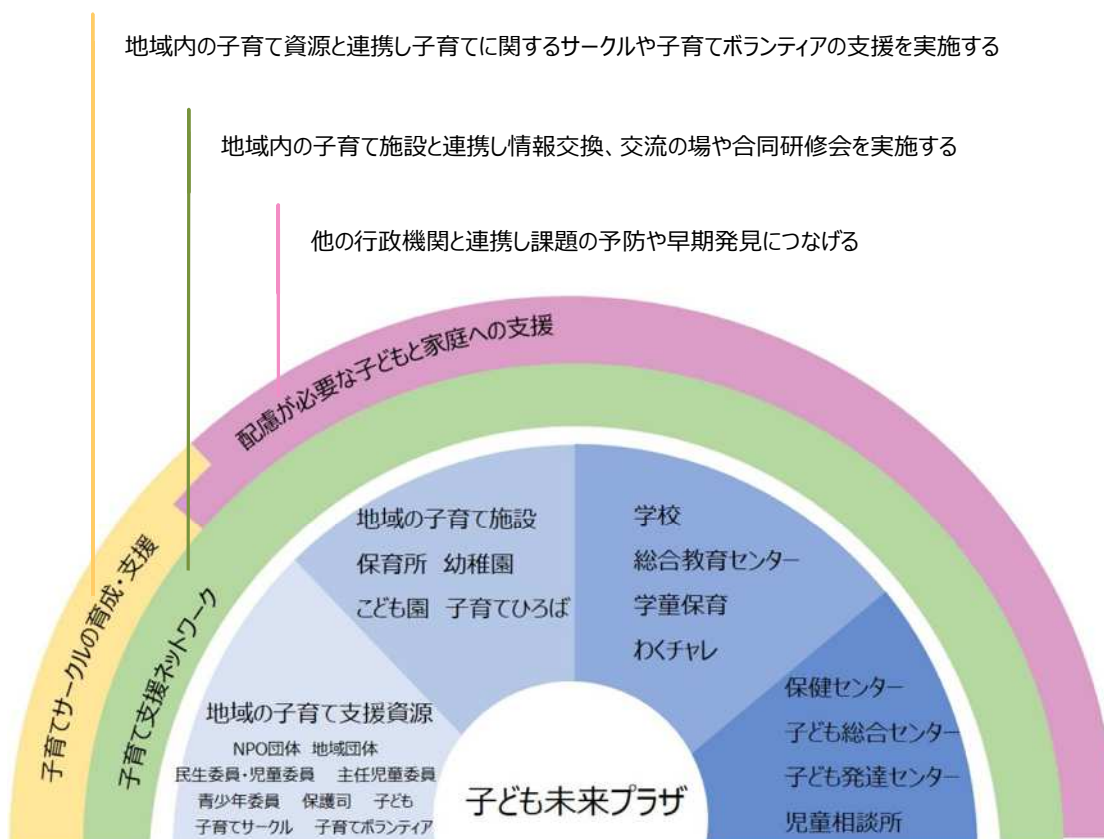
地域内の保育所・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・幼稚園等の子育て支援施設や関係行政機関、地域団体、民生委員・児童委員、NPO 団体等が一層の連携を深めるため、情報交換や交流の場を設ける。また、お互いの知識習得、研鑽のため、合同の研修会等を実施していく。さらに、それら団体と連携して、地域全体に子育て支援サービスが行き届くようにする。

②子育てサークルの育成・支援

子育てに関する活動を展開するサークルを立ち上げるための支援や自主的な活動へ発展するまでの側面的な支援を行う。

③子育てボランティアの育成・支援

地域の子育て経験者がその経験等を活かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応していく。



▲子ども未来プラザの連携先（一例）

6 子ども未来プラザの設計指針

子ども未来プラザは、以下の点を考慮のうえ各諸室等を設計する。

●事業展開を見据えた諸室の配置

子ども・子育て総合相談窓口、相談室の設置

妊娠・出産から子どもの発育等子育て全般に係る相談や、就学期以降の様々な事情を有する子どもやその保護者からの悩みや不安をいつでも受けられるように子ども・子育て総合相談窓口を設置するとともに、プライバシーに配慮した相談室を設置する。

乳幼児専用室の設置

在宅で子育てをしている親子が気軽に集い交流を図れるように、一日を通して利用できる乳幼児専用室を設置する。

乳幼児健康診査に活用できる諸室の設置

健診の精度を確保できる部屋を用意するとともに、受診者のプライバシーや動線に配慮した配置とする。

●ユニバーサルデザインに基づく安全・安心な施設

子育て世代が利用しやすい施設

誰もが安心して快適に使えるようにするとともに、赤ちゃんの駅や親子トイレなど子育て世代が利用しやすい設備を設ける。

セキュリティー機能の確保

保育園の安全を確保するため、玄関に電気錠を設置するなど外部からの侵入ができないセキュリティーを確保する。また、感染症等が広まりにくい諸室配置とする。

緊急時の避難を配慮した諸室の配置

2階建て以上の施設の場合は、自力避難が困難な子どもが利用する諸室を低層階とし、自力避難が可能な子どもが利用する諸室を高層階とすることを基本とし、避難しやすい動線とする。

災害に対して備えのある施設

耐震構造や階高の確保など災害に備えた安全な施設を整備し、重要設備などは浸水の恐れのない高層階に配置する。

環境に配慮した施設

環境に配慮した照明や空調機器等の省エネルギー機器を導入することで、建物の省エネルギー化を進める。

●効果的・効率的な諸室の活用

多目的に活用できる諸室の設置

施設で共用ができる多目的ホールや多目的室を設置し、保育園行事や乳幼児健康診査等で使用できるようにする。また、諸室を多目的に使えるように整備することで、より柔軟な事業展開、支援ができるようにする。

事務室等の共有化

職員間の情報交換・共有を行うことで相互のノウハウを生かした協力体制を整えるとともに、限られたスペースの有効活用を図るため、事務室等職員が使用する諸室を共有化する。

●衛生面に配慮した施設整備

感染症リスクへの対応

感染症のリスクを低減させるため、手洗いについては非接触型の水栓等を設置していく。設置にあたっては、停電などの災害時にも配慮していく。建材については、抗菌や抗ウイルス素材の活用を進める。諸室については、換気機能を十分配慮した設計とする。

<諸室構成>

諸室等	実施事業例	考え方
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <子ども・子育て総合相談窓口> ・ゆりかご面接 ・利用者支援事業（子育て相談） ・子どもの育ち支援 ・養育支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○来館者の確認をするため玄関を見渡せる場所に設置する。 ○共有の執務スペースとして机の配置等の工夫をするとともに、個人情報の保管場となるため、セキュリティーを確保する。 ○相談ブース及び保育園医務室を併設する。
相談室		<ul style="list-style-type: none"> ○プライバシーに配慮した構造とする。 ○複数組対応できるよう2部屋以上確保する。
すくすくルーム (乳幼児専用室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） ・いっとき預かり事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児親子が1日を通して利用できるスペースとする。 ○乳児の利用があるため、クッション性を有し、衛生面を考慮した床材とし、床暖房を設置する。

諸室等	実施事業例	考え方
赤ちゃんの駅		<ul style="list-style-type: none"> ○プライバシーに配慮した授乳スペースを確保する。 ○おむつ替えができる設備を設置する。 ○調乳用の給湯設備を設置する。
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後サポート事業 (妊娠期から子育て期にか けた講座等の実施) ・乳幼児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ○まとまった人数が収容できる広さを確保する。 ○多目的な用途に活用できるように配置する。
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば) ・親の孤立化防止・仲間づく り事業(年齢別活動) ・給食体験事業 ・民間との協働事業 ・遊びを通した子どもの育成 支援 ・子どもの育ち支援 ・学習等意欲喚起支援 ・子育て支援ネットワークの 構築 ・子育てサークルの育成・ 支援 ・子育てボランティアの 育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○部屋を可動間仕切りにして多目的な用途に活用できるように配置する。 ○主に、就学期以降の事業展開に活用できるようにする。
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所事業 ・給食体験事業 ・交流保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に合致した設備とする。 ○不特定利用者が保育園エリアに入らないようなセキュリティーを確保する。 ○保育室は、クッション性を有し、衛生面を考慮した床材とする。 ○0、1歳児室は、床暖房を設置する。 ○0歳児室は、調乳室及び沐浴室を併設する。

		<p>○トイレはドライ式とし、乳児、幼児用のシャワーを設置する。</p> <p>○調理室はドライ式とし、調理員専用のトイレを設置する。</p>
--	--	---

諸室等	実施事業例	考え方
交流保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・交流保育事業 ・乳幼児健康診査 	<p>○クッション性を有し、衛生面を考慮した床材とする。</p> <p>○子ども用手洗い流し台を設置する。</p>
共用部分		<p>○廊下や階段は、必要な幅員を確保する。</p> <p>○トイレはドライ式とする。</p> <p>○バリアフリー施設として、エレベーター、だれでもトイレを設置する。</p> <p>○施設出入口のできるだけ近くに、だれでもトイレを設置する。</p> <p>○親子トイレやおむつ替えスペース等を適所に設置する。</p>
(その他)		
園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所事業 ・地域子育て支援拠点事業(子育てひろば) ・子どもの育ち支援 	<p>○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する面積を確保する。</p> <p>○不審者が侵入しないセキュリティーを確保する。</p> <p>○保育園休園日等は、保育園利用者以外にも利用できる設備とする。</p> <p>○遊びの幅を広げる遊具を複数設置する。</p>
駐輪場 駐車場		<p>○乳幼児健康診査や職員用を含め必要な駐輪スペースを確保する。</p> <p>○ベビーカー置場を確保する。</p> <p>○身体障害者用及び賄業者等施設運営用の駐車場を確保する。</p>

※上記の諸室構成を基本とし、各施設の状況に合わせて設計を行う。

7 子ども未来プラザの運営・名称

(1) 運営

●対象施設

区立の基幹型児童館と併設している保育園（建替えに合わせて位置付け）

●開館時間

9時から20時

（保育園は7時15分から18時15分 ※延長保育時間は別途検討）

(2) 名称

名称は、「子ども未来プラザ」とする。

なお、地域名については、所在地の名称とする。

（名称理由）子どもの集まる場所として、未来ある子どもたちへの大きな期待を込めて。

名称	所在地	更新施設	開設時期
子ども未来プラザ鎌倉	鎌倉 1-7-3	南鎌倉保育園 細田児童館	2020年1月
子ども未来プラザ小菅	小菅 2-19	小菅保育園 小菅児童館	未定
子ども未来プラザ西新小岩	西新小岩 4-33	上平井保育園 児童会館	2022年度前半
子ども未来プラザ東四つ木	東四つ木 2-15	渋江保育園 渋江児童館	2023年度後半
子ども未来プラザ白鳥	白鳥 3-32	白鳥保育園 白鳥児童館	2025年度後半
子ども未来プラザ〇〇	新宿 1-23 (※)	南新宿保育園 南新宿児童館	未定
子ども未来プラザ〇〇	東水元 3-5 (※)	新水元保育園 新水元児童館	未定

※現時点で施設更新の予定が未定なため、現所在地を記載

《子ども未来プラザ配置図》



すでに計画を公表している施設



現時点で施設更新の予定が未定の施設

